

令和5年度予算編成基本方針について

新型コロナウイルス感染症対策には、引き続き万全を期し、“with・after コロナ”社会を見据え、社会経済活動との両立を図りつつ、DX・GX(*1,2)社会の実現、モノづくり人材育成や産業ネットワークの構築、土地の利活用促進などの取組を着実に推進し、湖西市が持続可能な成長を続けるため力強く歩んでいかなければならない。

これらを踏まえ、大胆な発想により、これまでの取組をさらに発展・深化させ、進取果敢に令和5年度予算編成を進めるよう通知する。

*1 DX…デジタルトランスフォーメーション

デジタル技術によって、人々の生活をよりよいものに変革すること

*2 GX…グリーントランスフォーメーション

環境問題を先進技術の力で解決することにより、カーボンニュートラルなどの持続可能な社会の実現を目指す取組のこと

1 予算編成の基本的な考え方 ～ 取り組むべき重点施策 ～

第6次湖西市総合計画の3年目である令和5年度は、2040年の理想の姿「KOSAI 2040」を目指し、「職住近接」をより一層推進するため、次に掲げる5つの戦略に対応する重点施策（主要事業）に優先的、かつ積極的な展開に取り組むものとする。

《 令和5年度に取り組む5つの戦略 》

【総合計画：戦略①】 安全・安心、医療福祉	① 医療連携体制の強化 ② 湖西市沿岸域津波防災対策 ③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組
【総合計画：戦略②】 子育て、教育の充実	① 育ちの応援ステーションの拡充 ② スポーツによる地域活性化 ③ 子どもたちの教育環境の最適化の推進 ④ 放課後児童クラブ施設の整備
【総合計画：戦略③】 産業の振興	① モノづくり人材育成と産業ネットワークの構築 ② ウイズコロナに対応した経済支援（商業振興） ③ 土地利活用の一体的推進 ④ Kosai Battery Park 及び(仮称)バッテリーロード（大倉戸茶屋松線）の着実な整備の推進 ⑤ 「佐吉の郷」スタートアップ支援事業の推進
【総合計画：戦略④】 交流 ～ 観光・シティプロモーション ～	① 新居弁天公園の再整備（賑わいの創出） ② 畜産臭気対策の推進 ③ 移住・定住プロモーション戦略の推進
【横断的施策】	① カーボンニュートラルの推進 ② DXの推進 ③ 公共施設の再編

2 予算編成の視点・留意点について

(1) 施策及び事業の重点化

- ①総合計画（I期：2021年～2025年）で掲げた施策の推進のため、効果的かつ効率的に事業を進めること
- ②施策の優先順位を明確化した上で、徹底した施策及び重点化を進めること
なお、将来の財政負担を把握し、持続可能な施策とするとともに、財源の確保に最大限努力すること

(2) 事務事業のゼロベースの見直し

- ①部長等は、既存事業の見直しを徹底するとともに、今まで以上に部内の調整を図り、部内の優先順位に基づき自主的に編成を行うこと
- ②全ての事務事業について、事業の効果・必要性・効率性等の検証を必ず行い、改善すべき課題を抽出することにより見直しを行うこと
- ③内部管理事務等を徹底的に見直し、人員削減等に資する業務改善事業を検討するなど、全庁的な働き方改革につながる取組を推進すること
- ④新規及び拡充事業については、各部長に対して実施する市長ヒアリング（10月中旬予定）を経てから予算要求すること
この場合も安易に事業費を増やすことなく、既存事業の廃止・縮小と併せて実施し、必要性、緊急性、後年の負担等を検討し、一般財源への影響を踏まえた上で要求すること
- ⑤市単独事業及び上乗せ事業（他自治体の実施水準を超えた事業）については必ず拾い出しを実施し、その必要性を強く検討すること（ハード事業についても補助対象以外の部分の精査を行うこと）
なお、市単独事業（ソフト事業）は、国及び県の補助制度の活用の可能性を探るとともに、重点事業以外は、原則、縮小又は廃止を検討すること
- ⑥補助金及び交付金は、近年、事業費補助への移行と終期設定を指示しているところであり、随時見直しを行うこと

(3) 予算要求の積算精度の向上

- ①執行率で判断するのではなく、予算執行の際、必要不必要を十分に見極め、年度末に予算を使い切る目的で執行することのないよう予算要求をすること
- ②予算流用が多くなっていることから、計上漏れ等による流用が発生しないよう、前年度等の流用状況等を検証し、その結果を予算要求に反映すること
- ③経常経費の中には、年度によって増減するものがあることから、過去の実績等から十分に検討すること

(4) 財源の確保に向けた取組

- ①市税の滞納額を縮減させる方策を進めること
- ②ふるさと納税寄附金や広告収入などの税外収入の確保に積極的に取り組むこと
- ③負担の公平性の観点から受益者負担の適正化、市有財産の有効活用等を引き続き推進し、新たな財源確保に努めること

(5) 公共施設マネジメントの推進

- ①公共施設の整備、修繕、保全にあたっては、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設再配置個別計画」に基づいて事業を推進し、特に、中心市街地の活性化等、賑わいの創出に繋がる公共施設の再配置の検討を進めること
- ②施設所管課においては、包括施設管理業務との連携を強化し、効率的かつ効果的な管理を実施すること

3 予算編成方法について

- ①一般財源枠配分方式とする。ただし、義務的経費（人件費 01～06 節、公債費、予備費）を除く
- ②基準額は部単位とし、令和 4 年度予算当初予算を基に臨時的事業費の調整を行う
- ③普通建設事業費等においては、別途提示する事業費を基準額とする
- ④年度によって変動が大きい事業や新規事業で制限設計を今後していくような事業については、個別で抜き出し、別枠として提示する

《基準額の考え方》

◎令和 5 年度予算編成については、原則、「基本額」＝「要求基準額」

基本額(①) = 要求基準額(課単位)(②)

要求基準額(課単位)(②) + 主要事業(普通建設事業費等)(③)

= 当初予算要求基準額

① 基本額

令和 4 年度当初予算財源内訳の一般財源額を基に、

- ・令和 5 年度以降通年化する事業等の費用を加算
- ・令和 4 年度臨時事業（隔年実施を含む）分を減算
- ・令和 5 年度予算要求がない見込み（事業終了の事業費等）を減算
- ・燃料費、光熱水費、工事請負費(一部)について増額
※人件費、公債費、主要事業（普通建設事業費等）は別途算出

② 要求基準額(課単位)

- ・当該基準額内で予算要求をすること（額を超過する場合、部内で調整）

③ 主要事業(普通建設事業費等)

- ・令和 5 年度要求基準額(課単位)とは別に、事業と一般財源を提示
- ・市債については、事前に財政課と協議すること